

## 計画の目的【本編P1】

○国土の利用は、「国土が現在及び将来における国民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配意して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念として行うもの」と国土利用計画法（以下「法」）で定められている。

○国土利用計画紫波町計画（第2次）（以下「第2次計画」）の策定にあたっては、法第8条の規定に基づき、当町の区域における国土（以下「町土」）の利用に関する基本的事項についての計画であり、第五次国土利用計画岩手県計画（以下「県計画」）を基本とし、第三次紫波町総合計画で示された基本的な方向性を踏まえて、町土を総合的かつ計画的に利用するため策定したものである。

## 1. 町土利用の現状と課題【本編P2～5】

### (1)町土利用の現状【本編P2】

○当町の面積は238.98 km<sup>2</sup>、農地が約23%、森林が約57%、水面・河川・水路が約3%、道路が約10%、宅地が約4%、その他が約3%となっている。

○第1次計画以降の町土利用の推移をみると、農地、森林が減少し、道路、宅地等への転換がなされているとともに、水面・河川・水路が増加している。



### (2)町土利用をめぐる基本的状況の変化と取り組むべき課題【本編P2～5】

#### <課題1> 地域による人口の変化と町土への影響

農村部の人口は10～12%減少に対し、中央部では近年の宅地造成による転入増で人口が3%増加している。中央部での大規模な宅地開発計画や紫波IC付近への物流拠点開発の問合せなど、町内での民間開発の需要が活発化しているが、都市計画用途地域内では新たに供給可能な宅地が減少傾向にあり、旺盛な民間需要にタイミングに応えられない状況が懸念されている。

当町は「ベッドタウン」としての性格が強い一方で、暮らす町としても一定の評価を得ていると考えられることから、引き続き居住環境を充実させていく必要がある。

町の産業別就業者人口の推移をみると、第3次産業と比較して、特に第1次産業の減少が顕著である。また、農業の担い手は今後も減少傾向での推移が予測されるため、受け手がない農地が発生する可能性が懸念される。農業就業者の高齢化や後継者不足等による生産性の低下が深刻化する中で、営農等の効率化や集落営農の推進による担い手の確保・育成、農地集積・集約に向けた取組、更には、地域農業を支える小規模農家や兼業農家を確保していく必要がある。

#### <課題2> 自然環境と美しい景観等の変化

町がこれまで取り組んできた循環型のまちづくりを一層推進して自然環境を保全するとともに、生態系の有する防災・減災機能の活用など、自然環境と調和した持続可能な経済社会システムを構築していくことが必要である。



#### <課題3> 自然災害への対応の必要性

防災・減災対策の強化とともに、大規模災害への対応を見据えて、従来の防災・減災対策に加え、被害を最小化し、すみやかに復旧・復興できる町土の構築に向けた強靱化の取組を、紫波町国土強靱化地域計画（R3.2月策定）に基づき進めていくことが必要である。

さらに、遊休農地や手入れが行き届かない森林の増加に伴い、自然災害が発生しやすくなる懸念があることから、防災と景観保全の両面から、中山間地域を含めた農地、農業用施設（ため池、水路等）及び森林の適正管理が求められている。

## 2. 町土の利用に関する基本構想【本編P6～9】

### 基本方針

第2次計画では、「町の財産である自然環境や基幹産業である農業の生産基盤を保ちつつ、住民誰もが安全に、安心して住み続けられる町につながる町土利用を推進する」ことを基本方針とする。

## 3. 町土の利用区分に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要【本編P10～12】

○計画の基準年次は令和3（2021）年、目標年次は令和11（2029）年とする。

○町土利用の基礎的な前提となる人口及び世帯数は、令和11年において人口31,000人、14,000世帯になると想定する。

○町土の利用区分は、農地、森林、原野、水面・河川・水路、道路、宅地等の7区分とする。

○災害リスクの高い区域での住居系用途の利用は、長期的視点から新規利用を一定程度抑制していく。

○将来需要に応じて宅地転換を検討できる「都市成長検討ゾーン」を設け、柔軟かつ高度な土地利用を行っていく。

町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

利用区分	基準年次 令和3年	目標年次 令和11年	構成比	
			令和3年	令和11年
農地	5,600	5,568	23.4	23.3
森林	13,603	13,412	56.9	56.1
原野	0	0	0	0
水面・河川・水路	705	709	2.9	3.0
道路	2,307	2,312	9.7	9.7
宅地	921	938	3.9	3.9
住宅地	712	727	3.0	3.0
工業用地	32	31	0.1	0.1
その他宅地	177	180	0.7	0.7
その他	762	959	3.2	4.0
計	23,898	23,898	100.0	100.0

## 4. 3に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要【本編P13～15】

### (1)公共の福祉の優先

公共の福祉を優先させるとともに、総合的な対策の実施と、県計画など土地利用の諸計画との調和のもとに均衡のとれた土地利用を進めていく。



### (2)国土利用計画法等の適切な運用

国土利用計画法及び関係法等の適切な運用により、当町の区域内における土地利用の総合的かつ計画的な調整を推進していく。

### (3)町土の保全と安全性の確保

①無秩序な開発行為等の規制措置を講ずる。②開発行為には必要に応じて環境影響評価を実施し、適正かつ有効な土地利用を進めていく。③豊富な自然環境の保全・整備、市街地や周辺部における緑地空間及び水辺空間の積極的な保全・創出、ゆとりある快適な生活環境を確保していく。④用途に応じた適正な土地利用により、快適な住環境や活力ある産業の基盤を構築していく。

### (4)自然と共生した持続可能なまちの実現

すべての生き物と自然を共有し共生できる環境を保全していく。また、地球温暖化対策を加速し、脱炭素社会の実現に向けた取組を一層推進していく。

### (5)土地の有効利用の促進

①農地は優良農地を維持保全するとともに、未整備水田の必要な整備を、樹園地は生産基盤を維持していく。②森林は適切に土地利用を調整し、必要な森林を確保する。林道は計画的な整備を推進する。③住宅地は災害リスクの低い宅地、低未利用地や空き地（空き家）の再利用によって安全な宅地の確保・活用を促していく。④工業用地は需要に応じて既存用地の拡大や新規団地の整備を検討していく。⑤低未利用地は遊休土地に関する制度の適切な運用により、有効活用を促していく。

### (6)土地利用転換の適正化

①農地の利用転換は、農振法や農地法等の適切な運用により無秩序な転用を抑制し、優良な農用地が確保されるよう十分配慮して行う。②森林の利用転換は関係法の適切な運用により周辺の土地利用と調整しながら行う。③大規模な土地利用の転換は、事前に十分な調査を行い、周辺地域の農業生産基盤や生活基盤及び自然環境等の保全に十分配慮して土地利用を行う。

### (7)土地に関する調査の推進

土地の適正かつ計画的な利用につなげるため、土地に関する基礎的調査を継続しながら、土地に関する情報を整備するとともに、その調査結果を公表していく。

### (8)多様な主体の連携・協働による町土の有効利用

所有者等による適切な管理、国や県、町による公的な役割に加え、多様な主体による森林づくり活動などの直接的な参画を推進するとともに、地元農産品や地域材製品の購入などの間接的な町土管理につながる取組などを通じて、町土の有効利用を推進していく。